

刈谷駅周辺賑わい創出社会実験

「カリマチチャレンジボックス」

出店要綱



令和6年5月

主催：刈谷市役所都市政策部まちづくり推進課
事務局：特定非営利活動法人まちづくりかりや

1. 社会実験の概要

大手公園に設置されたカリマチ広場内における、出店支援ボックス等を活用した社会実験を実施します。

(1) 背景・目的

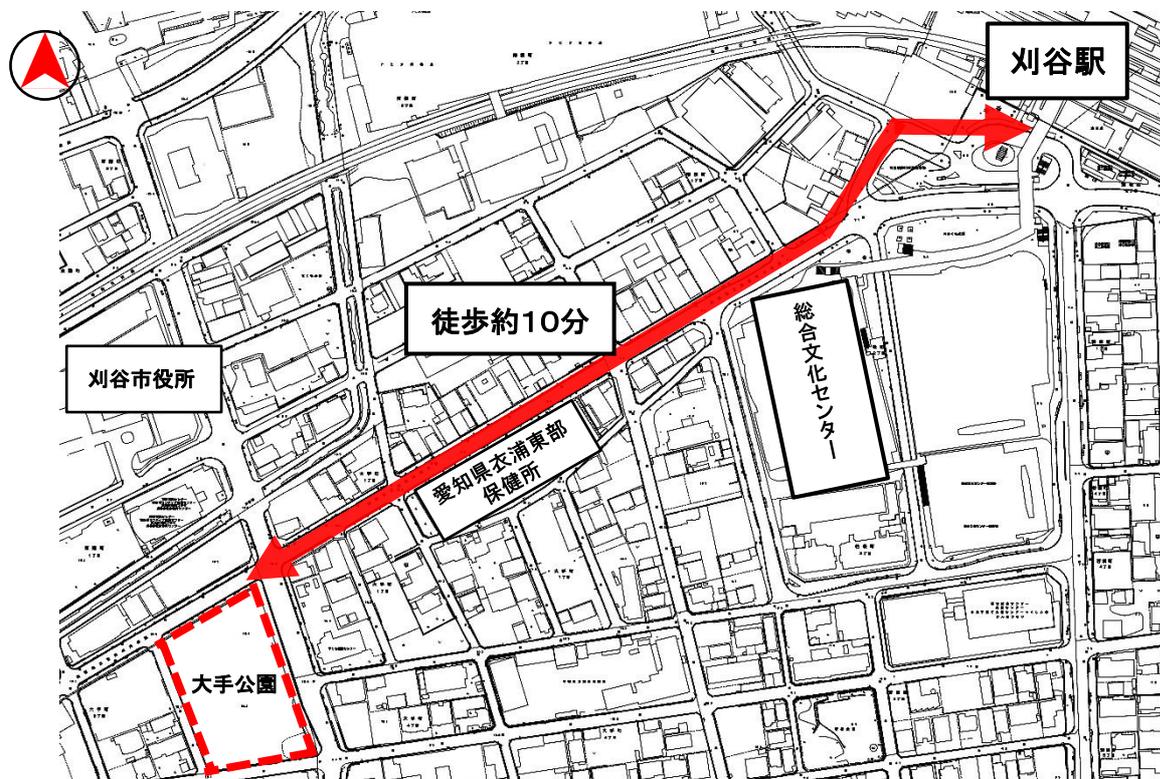
刈谷市中心市街地まちづくり基本計画に基づき、地域住民や事業者等がまちづくり活動に参加できる仕組みづくりを進めるとともに、各主体と連携を図りながら、協働してまちづくりの課題解決ができるよう支援するとともに、公共空間などを効率的に活用し、誰もが気軽に交流でき、にぎわいを創出する体制や環境づくりを進めています。

この取り組みの一環として、大手公園に出店支援ボックスを設置することで、民間主体の多様な利活用の促進や、刈谷駅周辺のまちの魅力や回遊性の向上、まちに関わる人や将来的に中心市街地で出店したい人を発掘するきっかけ作りの場として活用することを目的としています。

(2) 実施場所 : 大手公園 (セントラルパーク)

刈谷市大手町2-25

位置図



(3) 実施期間

令和6年7月1日(月)～9月30日(月)

(4) 公募期間

第1次受付：令和6年5月24日（金）～6月10日（月）17時まで

第2次受付：令和6年6月13日（木）～6月17日（月）17時まで

(5) 主催者

刈谷市役所都市政策部まちづくり推進課

事務局：特定非営利活動法人まちづくりかりや（連絡先 0566-45-6440）

2. 募集条件

以下の条件で出店者を募集します。

(1) 出店日程

令和6年7月1日(月)～9月30日(月) 10時～20時の間のうち、2つの時間帯に分けて募集します。

① 10時～15時

② 15時～20時

のうち、希望する時間帯での出店が可能です（複数選択可、準備・片付け時間を含む）。

第1次受付は、1店舗1ヶ月あたり、平日4日間まで+休日（土日祝）2日間まで（最大、6日間/1ヶ月）の出店日数の制限を設けさせていただきます。第2次受付は日数の制限はありません。

(2) 出店形態

以下のいずれかの出店形式になります。

・出店支援ボックス大

・出店支援ボックス小

※ボックス内にキッチン等の設備はありません。

※ボックス内にお客様を入れることはできません。

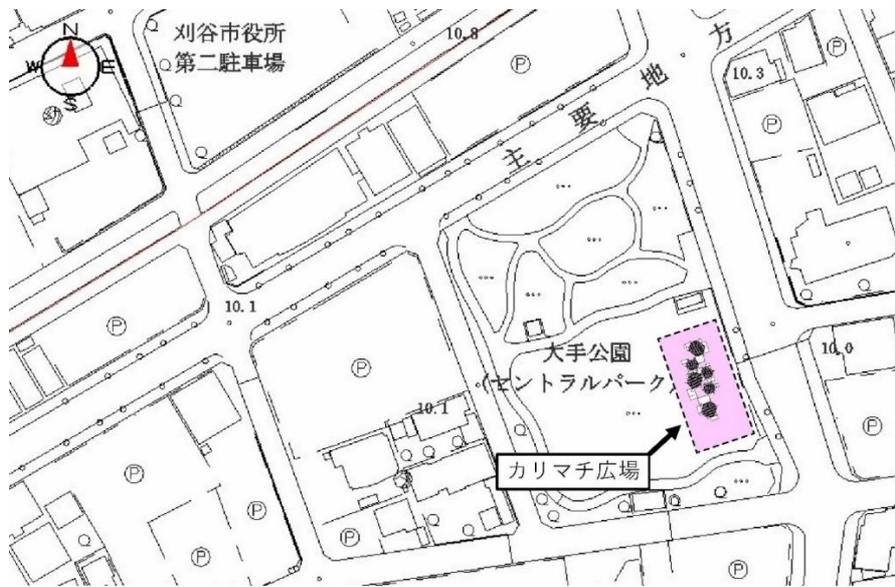
※ボックス内に冷房設備は設置されておりません。



※ベンチ等を利用した出店を希望する方も、出店支援ボックス大及び小をお選びください。

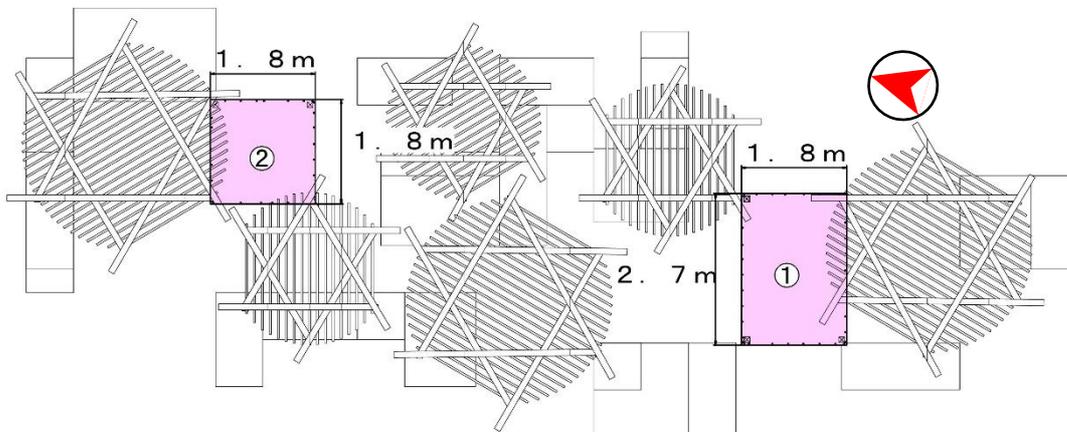
※1つのボックスを数人でシェアしたい、3店舗以上で同時に出店したい、大手公園で行うイベントでカリマチ広場を使用したい等の希望があれば、ご相談ください。

(3) 出店区画



区 画 カリマチ広場内、下図の2区画

- ①出店支援ボックス 大
- ②出店支援ボックス 小



利用面積 ① $2.7\text{m} \times 1.8\text{m} = 4.86\text{m}^2$

② $1.8\text{m} \times 1.8\text{m} = 3.24\text{m}^2$

電気容量 3000W 程度まで。電気の使用量には制限があります。使用されたい方は、応募フォームにて、想定使用量をご入力ください。基本的に使用は先着順とします。

(4) 出店者に求める条件

- ① 出店形態は、飲食又は物販、ワークショップ等その他サービスで主催者の認めるもの
- ② 食品営業許可証など関係法令上必要となる許可、資格等を有していること
- ③ 飲食物販売の場合、必要な保健所の許可を有していること

- ④ 消防の届出が必要な品目の場合は、露天等の開設届出書を刈谷消防署に届け出ること
- ⑤ 販売行為等に起因して生じる事故や損害、苦情について、当事者の責任となることを了承していること
- ⑥ 出店場所を汚損した場合には、すみやかに当事者にて清掃等原状回復すること
- ⑦ 刈谷市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有していないこと
- ⑧ 国税や地方税を滞納していないこと
- ⑨ 破産法に基づき破産手続き開始の申立てがなされた者、会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされた者、民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされた者、又はこれに類似する倒産手続の申立てがなされた者ではないこと
- ⑩ 出店告知や当日の様子をインスタグラム等の SNS で発信すること
- ⑪ 社会実験での開催のため、出店後に売上・客数等のアンケートの提出に協力すること

(5) 出店内容

- ・衣服・小物類などのハンドメイド品、雑貨等
- ・果物・野菜・卵等の食品
- ・菓子・パン・コーヒー等の飲食物
- ・花き類・観葉植物
- ・その他サービスで主催者の認めるもの

(6) 出店料金

無料

(7) 出店に対する制限

- ① 出店について、第三者に権利の譲渡又は転貸等を行うことなく自ら行ってください。
- ② 音響設備や拡声器等を使用する場合は、県民の生活環境の保全等に関する条例及び同施行規則を遵守するとともに周辺環境に配慮してください。
- ③ 出店支援ボックス内は禁煙です。
- ④ 主催者又は消防署等による巡回（申込品目・消火器設置等の確認）を行う際はご協力ください。

(8) その他の要件

- ① 出店者の不注意による負傷等は、出店者による責任となります。
- ② 施設・器具・樹木等を大切に取り扱い、破損した場合又は来場者との事故が発生した場合は、速やかに事務局に連絡するとともに出店者の責任において適切に対処してください。
- ③ 出店に際し発生したごみ等は、出店者の責任において適正に処理をお願いします。飲み残しや食べ残しを地面や植栽に廃棄することは絶対にしないでください。また処理に関する費用は出店者負担とします。

- ④ 火気器具等を使用する場合は、業務用消火器の設置が義務付けられています。出店者でご準備ください。
- ⑤ 刈谷市役所南側立体駐車場の屋上を出店者用駐車場として借用しています。来場者用駐車場のご用意はありません。路上駐車等で近隣の方や他の車両に迷惑をかけることのないようにご配慮ください。
- ⑥ 天候等による出店辞退する際の連絡は、以下の問い合わせ先をお願いします。

問い合わせ先 特定非営利活動法人まちづくりかりや 担当：森・今井

TEL: 0 5 6 6 - 4 5 - 6 4 4 0 (直通・平日 10:00～18:00)

E-mail: info@machikari.com

Instagram: @karimachi_kaigi

3. 応募方法

申し込みフォームからご応募ください。

<https://forms.gle/wvZx1RBBmqe7gKjf8>

基本的に先着順としますが、応募者多数の場合、調整のご連絡を差し上げます。

受付日程：

第1次受付：令和6年5月24日（金）～6月10日（月）17時まで

第2次受付：令和6年6月13日（木）～6月17日（月）17時まで

出店日程や出店概要についてのお知らせは、令和6年6月20日（木）までにメールで行います。

応募やイベントの最新状況は、下記カレンダーにてご確認ください。

<https://calendar.google.com/calendar/u/0/embed?height=600&wkst=1&bgcolor=%23ffffff&ctz=Asia/Tokyo&src=NjFkNGYyYjc5Y2U0NjdmZTI2ZGMzYzUxZjQ1YWY0Njg5N2M0ZWFiZGNkMjkyZWZWRiYTRjYmFmNzAzODMwNDZkM0Bncm91cC5jYWxlbnRhcj5nb29nbGUuY29t&src=amEuamFwYW51c2UjaG9saWRheUBncm91cC52LmNhbgVuZGFyLmdvb2dsZS5jb20&color=%23A79B8E&color=%230B8043&pli=1>